

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十二号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百五十九の項から三百六十二の項までの規定中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同表三百六十三の項及び三百六十四の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同表三百六十五の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同表三百九十七の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同表三百九十八の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。